

## ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める請願書

### 【請願趣旨】

神奈川の障害児学校では、入学を希望する児童生徒が増加し続け、学校が過大規模化・過密化し、教育活動や児童生徒の安全に大きな支障が生じています。

県教育委員会が設置した「新たな養護学校再編整備検討協議会」は2006年に、障害児学校の適正規模について検討し、知的障害校100～130名、知肢併置校130～160名とし、過大規模解消のために11校1分校の建設が必要と答申しました。そのうち4校（岩戸養護学校、相模原中央支援学校、横浜ひなたやま支援学校、えびな支援学校）が建設され、1校が開校予定となっています。昨年度の在籍児童生徒数をもとに試算をしてみると、過大規模を解消し適正規模とするためには、さらに12校分の建設が必要になっています。

この状況を考えれば、県立障害児学校の過大規模・過密を解消し、適正規模・適正配置とするためには、新たに抜本的な再編整備計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。

また、障害児学校にだけ「設置基準」がなく、障害児学校の過大規模・過密化を招いている要因となっています。国に「設置基準」策定を求める意見書を挙げてくださるようお願いいたします。

この間、スクールバスの配置が整備され、通学支援が拡充されてきました。さらに子どもたちの自力通学に向けた支援策として、通学時の見守り支援としての「通学支援員制度」等の施策の実施をお願いします。

インクルーシブ教育の推進には、2014年1月に批准された障害者権利条約にも述べられているように、障害のある子どもの発達を最大限保障するためには合理的配慮の提供が求められ、そのための教育条件整備が欠かせません。

私たちは、神奈川の障害のある子どもたちに、基本的人権としてのゆきとどいた教育をすすめるために、また、地域における社会福祉基盤の充実が図られるよう、以下の条項がすみやかに実現されることを請願します。

### 【請願事項】

1. 県立障害児学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな障害児学校再編整備計画を策定して下さい。
2. 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で、特別な手立てを要する子どもたちに、合理的配慮を保障し、適切な支援をすすめるインクルーシブ教育を推進するため、少人数学級の実現や施設設備の改善、教職員配置の充実など、条件整備を行ってください。
3. 県立障害児学校の老朽化・耐震化及び施設設備の機能的劣化への対策を早急を実施してください。
4. 分教室に在籍する生徒の実態に合わせて教員配置を拡充し、施設設備の改善をしてください。
5. 盲学校の幼稚部教員配置を拡充してください。また、職業教育としての理療科教育を充実させてください。
6. ろう学校に在籍する重複の幼児・児童・生徒の実態に合わせて教員配置を拡充し、施設・設備の改善をしてください。
7. 障害児保育・療育の充実のための施策を拡充してください。
8. 自力通学に向けた支援制度をつくってください。
9. 高等部卒業後の進路を保障するために、居住支援サービスの事業所、療養介護・生活介護型の事業所、自立訓練型の事業所などへの支援制度を拡充してください。
10. 障害児学校の設置基準を策定するよう、国に意見書を出してください。

\* 番地までご記入ください。

氏 名	住 所

国の責任による 35人学級の前進、教育費の無償化、教育条件の改善を！  
2016年度 すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める全国署名

【請願趣旨】

国の制度改善と予算措置により 35 人以下学級は、小学校 1、2 年生に広がったものの、小学校 3 年生以降への前進はみられません。しかし、子どもの数が減少している今、わずかな教育予算増だけで 35 人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

日本政府は 2012 年 9 月に、国際人権規約 13 条 2 項 (b) (c) の留保を撤回して、「無償教育の前進」を国際公約しました。その趣旨をいかして、教育予算を増やした上で、公立・私立ともに学費の無償化を実現し、奨学給付金を拡充して給付制奨学金を確立していくことが求められます。

また、特別支援学校の児童・生徒数が急増していますが、学校建設等が追いつかずに劣悪な教育環境のまま放置されています。幼稚園から大学まですべてにある「設置基準」を特別支援学校にも策定することは喫緊の課題です。

日本の「教育機関への公財政支出の対 GDP 比 (2012 年度)」は 3.5% で OECD 諸国の中では 6 年連続最下位となっています。OECD 平均並みの 4.7% まで段階的に引き上げていけば、小・中・高校の 35 人以下学級の実現のみならず、一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するための教育条件整備と、公立・私立ともに就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

国に対し、憲法と子どもの権利条約が生きる学校をつくるため、以下のことを請願します。

【請願事項】

1. 教育予算を OECD 諸国並に計画的・段階的に増やし、ゆきとどいた教育条件整備をすすめてください。
2. 国の責任で小・中学校、高等学校の 35 人以下学級を一刻も早く実現してください。  
また、幼稚園や特別支援学級・学校の学級編制標準の引き下げをすすめてください。
3. 教育費の保護者負担を軽減して教育の無償化をすすめてください。
  - (1) 「高校無償化」を復活し、公立・私立ともに学費の無償化を実現してください。
  - (2) 私学助成国庫補助の増額と、就学支援金制度を更に拡充してください。
  - (3) 必要とするすべての高校生・大学生に対する返済不要の「給付制奨学金」をつくってください。
4. 公立・私立ともに豊かな環境のもとで学べるよう、教育条件や施設の改善をすすめてください。
  - (1) 臨時教職員ではなく、正規・専任の教職員を増やしてください。
  - (2) 特別支援学校の「設置基準」をつくり、特別支援学校の過大・過密問題を解消してください。
  - (3) 体育館等の施設を含めた学校耐震化率 100 % を早期に実現してください。
5. 東日本大震災などの地震や自然災害、福島原発事故の被害を受けた子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興をすすめてください。

\*鉛筆ではなくペンでお書きください。 \*氏名はフルネームをお願いします。  
\*「〃」や「同上」はお控えください。 \*都道府県から番地までお書きください。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

(取り扱い団体) ゆきとどいた教育をすすめる神奈川県実行委員会  
ゆきとどいた障害児教育をすすめる神奈川県民の会  
連絡先／横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1-402 TEL:045-412-5161 FAX:045-412-5162